

- ・ 講師が中心となって学習会を運営してはならない。

(5) 助成内容

- ・ 講師謝金の単価は1回 7,000円(3,500円×2時間)とし、1グループの年度上限を3回分 21,000円とする。
- ・ 講師が指定する金融機関へ源泉徴収額 10.21%を差し引いた額を振り込む。
- ・ 浦添市より年間(1月～12月)5万円を超える年間の支払いがある講師は、マイナンバーの確認を行う場合あり。
- ・ 学習者の参加が5名に満たない開催日は対象外とする。

4 申請手続き

- (1) 助成を受けようとする実施グループは、申請書(様式第1号)を中央公民館へ提出する。※内容についてヒアリングを実施する場合あり
- (2) 中央公民館は、提出された申請書について審査し、2週間以内に承認・不承認通知書(様式第2号)を実施グループに交付する。
- (3) 実施グループは、全学習会終了後、2週間以内に実績報告書(様式第3号)及び学習会の内容がわかる関係資料(配布テキスト・写真等)、講師の債権者登録を中央公民館へ提出する。
- (4) 中央公民館は、提出された報告書の内容を確認し、適正と判断した場合、2～3週間後を目途に講師が指定する金融機関へ謝礼金を振込む。

5 変更または中止

講師・回数等の変更または講座を取りやめる場合は、変更・中止届(様式第4号)を中央公民館へ提出すること。なお、学習内容に大きく変更が生じるときや、承認期間を過ぎる場合は、再度申請手続きを行うこととする。

6 担当部署・問い合わせ

浦添市教育委員会 社会教育推進課(浦添市立中央公民館)

電話 | 098-879-5503

メール | kominkan@city.urasoe.lg.jp